

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

1

No.223 | Jan. 2020



税金のはなし

—
確定申告
について

特集

辻・本郷 税理士法人
徳田孝司

理事長 インタビュー

〈社長の履歴書〉ナガセケンコー株式会社 柳田昌作氏
〈オフィスレポート〉仙台事務所
〈ちょっと気になる相続のあれこれ〉妻のへそくり



新年おめでとうございます。

旧年中は大変お世話になり誠にありがとうございました。

本年も何卒よろしくお願いいたします。

今年の目玉は、なんといっても東京オリンピック・パラリンピックの開催です。すったもんだもありましたが、楽しい祭典として素直に盛り上がりたいものです。

さて、よく言われる人口減少は、2050年に1億人（現在1億2000万人余り）になる予想です。今から30年かけて約20%の減少です。

一方、事業者の数は、個人、会社合わせて現在約400万あり、経営者の高齢化、後継者不足もあり10年で120万減る予想があります。つまり、10年で約30%の減少です。

人口減のスピードと比較すると、事業者数の減少はまさにドッグイヤー並みのスピードで進みます。

会社の数の減少により、待ったなしの厳しい競争の始まりが予想されます。

私どもとして皆様のご要望にお応えし、最高のサービスを心掛けてまいります。

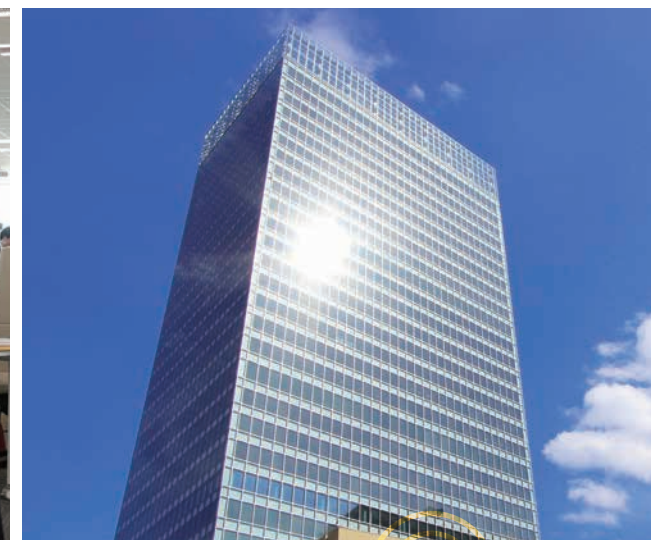
2020年皆様にとって素敵な一年になりますよう心よりお祈り申し上げます。

2020年 新春
辻・本郷 税理士法人
理事長 徳田孝司



2020年は辻・本郷のサービス向上「元年」。 「生産性向上」と「付加価値の提供」の 実現を目指します。

新たな年を迎えるにあたり、
徳田孝司理事長に辻・本郷 税理士法人の抱負を
語っていただきました。



恵まれた環境にあった 税理士・会計事務所

◎これまでの市場の動向についてお聞かせください。

辻・本郷 税理士法人を含め、税理士・会計事務所の市場はこれまでお客様数の減少が少ない安定的なものでした。それが現在、企業数の減少は顕著となり、市場は縮小傾向にあるといえます。また、税理士・会計士が企業のコンサルティングを担うことが多かったのですが、銀行や証券といった金融系の企業が積極的にコンサルティング領域に取り組んできており、他業種とライバル関係になるという状況も生まれてきています。

◎厳しい市場環境において、どのように戦っていくのでしょうか？

私たちは今期2つのテーマを掲げました。それは、「生産性向上」と「付加価値の提供」です。一般の企業であれば、当然取り組んできたであろうテーマだとは思いますが、税理士・会計事務所として真剣にこの2つに向き合うことにしました。サービスを提供する組織として、どのようにすればお客様に認めていただき満足いただけるか。今、私たちの真価が問われています。

知識と経験を研修で補い、 業務スピードを向上させる

◎まず、「生産性向上」についてご説明ください。

簡単にいうと、職員1人あたりの売上をどれだけ増加することができるか、ということです。そのために重要と

なるファクターはスピードです。これまで1日かけていた仕事を半日で行う。さらにはもっと短くする。スピードアップによる効率化が重要になります。

◎業務スピードをアップするのは大変なことではないですか？

ただやみくもに頑張ればスピードが上がるものではありません。知識や経験などのバックボーンがあって初めて業務スピードがアップします。そこで、職員の知識や経験を補うために、充実した研修の体制を整えました。新人向けのものや業務ごとに行われるものなど、幅広く多層的に研修のメニューを取り揃えました。また、全社的な取り組みとして毎週月曜日の朝、税務や会社法に関する試験を実施しています。

正確でスピーディな業務を実現する AIの導入

◎その他の環境改善策などはございますか？

パートナー企業に協力いただき、AIの導入を行いました。税務業務は領収書や請求書など帳票類の数字の転記がとて多く、たくさんの時間をその業務に費やします。これまでは一つひとつ手入力をしていましたが、時間がかかったり、人材の確保が難しかったり、ヒューマンエラーが出てしまったり、様々な問題を抱えていました。そこで、紙の帳票類をスキャンすればAIがその情報を解析し、自動的に会計データとして読み込むことのできるソフトを導入したのです。コストと時間の大幅な削減を実現しました。また、処理件数が増え

るほど、AIも学習し精度・スピードが向上するため、今後さらなる効率化が期待されます。

◎それでは、「付加価値の提供」についてご説明ください。

決算書と申告書の作成だけに関していうと、正直なところ他社との差はほとんどありません。税務計算でするので結果はどこでも同じになります。そこで、お客様の抱えている課題を引き出し、その解決策を提案する。問題がすべて解消されなくとも、お客様目線でお客様に寄り添った業務を行う。そういうスタンスで接することで、付加価値を提供できていると考えています。

お客様によく会い、深く知り、 提案を行っていく

◎より提案型にシフトしていくということでしょうか？

その通りです。そのためにはお客様に少しでも多く会って、お客様のことを知る必要があります。なんでもない日常会話の中にお客様の悩みや心配事が隠されていることがあります。お客様と多くの時間を共有するよう、現在職員に働きかけています。私たちの仕事は計算して書類を作ることはありません。お客様にサービスを提供することです。お客様に満足していただき、「ありがとう！」と感謝の言葉をいただく。そこを目指しているのです。常に気持ちをお客様に向けて、コツコツと信頼関係を築いていけるようにしていきたいと考えています。お客様にはどんどんと相談や要望をいただきたいと思っています。

「生産性向上」と「付加価値の提供」。この2つを強化

していく2020年は、辻・本郷のサービス向上における「元年」ということができます。

◎今年から、新たな辻・本郷がスタートするわけですね。

はい。新たなスタートになりますが、「生産性向上」と「付加価値の提供」を生み出す土台は、実は辻・本郷のDNAにあります。創業当初から現在に至るまでに継承されたDNA、それを再確認してはじめて「元年」のスタートを切ることができます。そして、そのDNAとは「おせち」です(笑)。

キーワードは「おせち」

◎「おせち」(笑)！それは、どういう意味でしょうか？

「お」はお客様目線、「せ」は成長、「ち」はチャレンジ。お客様に寄り添ってお客様目線で業務を行い、昨日より今日、今日より明日と成長することを忘れず、新しいことにどんどんチャレンジする。これが辻・本郷のDNAです。これが脈々と受け継がれてきたからこそ、今の辻・本郷があるのです。そして、これからの辻・本郷もそのDNAの延長線上にあります。今期は「生産性向上」と「付加価値の提供」というテーマを掲げましたが、その土台にあるのは「おせち」です。新年を迎え職員たちも「おせち」をたくさん食べたことでしょう。気持ちも新たに、DNAである「おせち」をしっかり体の真ん中に据えて、辻・本郷一丸となってお客様の満足のために頑張っていきたいと思っています。今年もどうぞよろしくお願いします。



社長の履歴書

01

President's
Resume

異業種から

経営者として参画



辻・本郷 税理士法人がお取引先させていただいている

企業の社長にフォーカスし、

社長のビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介する社長は、金融業界で積み重ねたキャリアを活かし
スポーツ用品メーカーに経営者として転職したという経歴の持ち主。

その異色ともいえる経営者の「履歴」をご覧ください。

ナガセケンコー株式会社
代表取締役社長

柳田昌作氏

BIOGRAPHY

- ・1954年12月19日
香川県に生まれる
- ・1977年3月
香川大学経済学部卒
- ・1977年4月
日本興業銀行入行
- ・2000年5月
農林漁業金融公庫（現日本政策金融公庫）入庫
- ・2015年1月
ナガセケンコー入社、専務取締役
- ・2015年2月
代表取締役専務
- ・2016年6月
代表取締役社長

軟式野球ボールのトップシェアを誇るナガセケンコー株式会社。その代表取締役社長の柳田昌作さんの経歴はやや異色です。生まれは香川県の小豆島。大学を卒業して1977年に日本興業銀行入行。その後、農林漁業金融公庫と日本政策金融公庫を経て、2015年に60歳で取締役としてナガセケンコーに入社しました。柳田さんの奥様が当時の会長である長瀬二郎さん（現取締役名誉会長）の長女で、社内の立て直しを依頼され入社を決めたといいます。

当時のナガセケンコーは、個人商店的な体質からグローバル展開を図る企業へ脱皮がなされていませんでした。柳田さんは入社する際に社員へのヒアリングを実施。オーナー色の強い中小企業特有の「意思決定過程が不透明」「権限と責任が不明確」「損益管理の視点が弱い」などの課題を抽出し、銀行員時代企業監査を行っていた経験を活かし改革に着手。経営戦略会議の立ち上げ、決済権

限規程の策定、そして損益管理体制の整備などを行い、課題を克服。業務の効率化および収益の改善を実現しました。

現在、同社の売り上げの7割を占める軟式野球ボール、ソフトボール、ソフトテニスボールの主力3製品のさらなる強化を図っています。軟式野球ボールは硬式ボールに比べ、安全性や耐久性といった優れた特徴があります。その特徴を前面に押し出して海外市場へ積極的にアプローチ。中南米では市場に確実に食い込んでおり、今後は欧米やアジアなどのさらなる販路拡大が期待されます。ソフトボールとソフトテニスボールも同様に、国内市場だけでなく海外の市場への浸透を目指しています。

その他にもパラリンピックの正式種目である「ボッチャ」や野球入門者向けの「ティーボール」など、幅広くスポーツシーンをサポート。スポーツを通じて、豊かで健康的な社会の実現に貢献していきます。



過去の軟式公認球を収めた
ケンコーヒストリーボール

ナガセケンコー株式会社

設立は1934年。軟式野球、ソフトボール、ソフトテニスなどの球技ボールの製造・販売を行っています。80年以上の歴史の中で、日本のスポーツの発展に貢献し確固たる地位を築いてきまし

た。現在では少子化などによる国内市場縮小も視野に入れ、国内のみならず、アジア（韓国・台湾及び周辺国）、メキシコ及びカリブ海周辺国など、グローバルなビジネス展開を図っています。



労務の未来

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 特定社会保険労務士 田中宏二 〕

時間外労働を行うには、
労使協定が必要です！！

労働基準法では、労働時間は原則1日8時間、1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定(以下、「36協定」)の締結および労働基準監督署への届出が必要です。

働き方改革の一環として、平成31年4月に労働基準法が改正され、大企業を対象として残業時間の上限規制が適用となり、令和2年4月1日からは、中小企業も規制の対象となります。長時間労働は、健康の確保、仕事と家庭生活の両立を困難にし、女性のキャリア形成・男性の家庭参加を阻み、少子化の原因ともいわれていますが、長時間労働を是正することによって、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり労働参加率の向上に結びつくとされています。

改正労働基準法の具体的な内容は、以下のとおりとなります。

- 時間外労働(休日労働は含まず)の上限は、原則として、月45時間、年360時間
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合

(特別条項)

- ☑ 時間外労働…年720時間以内
- ☑ 時間外労働+休日労働…月100時間未満、2～6か月平均80時間以内
- ☑ 原則である月45時間を超えることができるのは、年6回まで

特別条項を適用する場合は、限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、協定することが望ましいとされています。

上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。

※ただし、建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業については、上限規制の適用が5年間猶予され、新技術・新製品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負い、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意し、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務があります。



1分で
わかる

税金 の はなし



川口東事務所 所長
南山 圭

「要チェック!当てはまる方は 確定申告が必要です!」

給与が主な収入の方は、基本的には年末調整がされ確定申告は不要となりますが、今回は確定申告が必要となるケースを紹介したいと思います。

確定申告が必要な方

①給与が2,000万円を超える方

そもそも年末調整がされないため、確定申告が必要です。

また、2000万円以下であっても、オーナー企業の役員でその会社に不動産などを貸しつけている場合にも確定申告は必要です。

②給与以外に副収入がある方

1か所から給与を受けていて、その給与に源泉徴収がされていても、給与所得、退職所得を除くその他の所得の金額(利益部分)の合計額が20万円を超える場合にも確定申告は必要です。

週末起業などの副業や為替や仮想通貨で儲かっている方は、一度20万円を超えていないかを確認してみましょう。

③2か所から給与を受けている方

両方の給与について源泉徴収がされており、かつ、少額な場合には不要なケースもありますが、基本的には確定申告が必要です。

④住宅ローン減税の適用を受ける(1年目)を受ける方

2年目以降は年末調整で受けることができますが、1年目は確定申告が必要となります。

来月は確定申告の義務はなくても、確定申告した方がお得なケースを紹介いたします。

副業で
30万円
儲かった!



あ 相 気 ち れ 続 にな ょ こ の る っ れ の る と

木村 信夫の

1 よくある話(妻のへそくり預金)

あるところに、毎月の生活費を20万円から30万円わたされていた奥様がいました。その奥様はご主人から「生活費が余ったら君にあげるよ」と言われていました。そこでその奥様は、余ったお金を自分名義の通帳に5万円から10万円入金してきて、約30年経っていました。そこでご主人が亡くなりました。この奥様のへそくり預金は何と3,000万円にもなっていました。この3,000万円は誰のものでしょうか？

2 管理運用を夫がやっていたら！

過去に似たような事例がありました。その概要は、「妻名義の預貯金等は、その原資及び管理運用の状況から夫に帰属するものと認められ、夫から妻への生活費の余剰金の贈与と認めるに足る証拠もないので、夫の相続財産に該当する」、というものでした。この事例のポイントは大きく三つあります。

- ◎生活費は夫婦共同生活の基金であり、その余剰を妻名義の口座に入金されていても、夫婦二人のものである。
- ◎口頭による贈与契約があった旨を主張するが、贈与されたことを明らかにする客観的な証拠がない。
- ◎この妻名義の預貯金等の管理運用は夫が行っていた。

3 クリスマスに素敵なプレゼント

以上から分かることは、「余った生活費は夫婦二人のものから切り離しをして単独の財産にし、贈与をした客観的な書類を残し、妻が自分のものとして管理運用すればいい。」という事になります。そこで12月25日のクリスマスの日、奥様はご主人にある書類を渡します。その中には、この1年間での余剰金額の合計額が入っており、その日付も記入して、お互いに「あげるよ」「もらうよ」の内容が盛り込まれていれば完成です。へそくりがばれてしまいますが、まさに素敵なクリスマスプレゼントといえるかも知れません。

(参考文献) ●税研No.198号(2018年3月号 P117~P118)
●平成19年4月11日裁決(TAINS F0-3-312)

#01

えびちゃんの生産性向上術

SCARU(スキャる) 〇

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例の紹介をお届けします。



相談者

SCARU(スキャる)って何ができるのかしら？

SCARUは領収証画像をスキャンしてアップロードするだけでデータ化できるRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)サービスです！



えびちゃん



相談者

今話題のRPAね。効率化に欠かせないと聞くけれど。でも間違いも多そうで心配…。

従来のOCR(Optical Character Recognition)読込システムと違いAIと人間目視の共同作業のため、処理エラーが非常に少ない点も注目です！さらにデータ化することで精度の高いチェックができます！



えびちゃん



相談者

精度が高いのは心強いわね、業務に成果は出たのかしら？

はい、特に「医療費控除自動集計機能」は確定申告の作業時間短縮に威力を発揮しています。辻・本郷 税理士法人 経理宅配便チームと元記帳代行会社のスキャるが共同で開発しましたのでプロのノウハウを注ぎ込んでいますよ。今後も軽減税率の対応など複雑な制度への対応も予定されていて、ますます使いやすくなっています。辻・本郷 税理士法人では、生産性向上の強力ツールとして活用しています！



えびちゃん



相談者

それなら確定申告時期の繁忙期でも強い味方になりそうね！

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 税理士法人 経営企画室 システムグループ 海老原(えびちゃん)まで ☐ a.ebihara@ht-tax.or.jp



<情報提供>
株式会社スキャる
https://scaru.xyz/



社・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol.
01

仙台事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。

第1回目となる今回は杜の都、仙台からのレポートになります。



仙台事務所は仙台駅から徒歩5分の好立地にあります。事務所集合写真はビルを背景に入口で撮影されたものですが、頭上2階の窓が全面ガラス張りとなっているところが弊事務所、この解放感溢れる窓から四季ごとに変化するケヤキ並木を望むことができます。また所内にはおしゃれなカフェコーナーやオフィスコンビニもあり、労働環境もバツグンです。弊事務所は南東北のエリア拠点事務所ということもありますが、50名の大所帯で全員がひ

とつのフロアで働いている様子は、中々見ごたえがあります。法人と相続に大きく担当が分かれてはいるものの、手を挙げれば垣根を越えてチャレンジさせてくれる自由な環境もあります。そんな弊事務所をひと言で表現するなら、「所長が大きな声で笑い、みんなで良く飲み良く食べ、新しい風を作りながら更に加速する…そんなチャレンジ精神と活気のある事務所」です。総合力で今年も東北から盛り上げます！（泉谷）



「令和元年度 東北エリア決起大会」
今年の東北エリア決起大会は岩手県一関市のベリーノホテルで開催され、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県の各事務所より総勢182名が参加しました。（10月11日開催）



仙台事務所所長
川邊知明

2011年震災後に社・本郷 税理士法人入所。多数の一般法人・医療法人等の税務業務を手がけた後、近年は相続・事業承継を専門として従事し、個人のお客様から企業オーナーまで様々なお客様対応に奔走している。

あなたの考える仙台の魅力とは？

仙台の一番の魅力は杜の都と称されるケヤキ並木が立ち並ぶ定禅寺通り。新緑に1年の始まりを感じ清々しい気持ちになり、年末には光のページェントで街が彩られます。そして、定禅寺通り沿いの建築家の伊東豊雄氏が設計したせんだいメディアテーク（図書館）が必見です。



② 仙台事務所

〒980-0021
宮城県仙台市青葉区中央3-2-1
青葉通プラザ2階
Tel.022-263-7741 Fax.022-263-7742



STAFF RECOMMEND



仙台を語る上で欠かせない伊達政宗。青葉城址に仙台の街を見下ろすように佇んでいます。（川邊）



仙台の観光名物と言えば、やっぱり牛タン！生ビールと牛タンを手に楽天球場で野球観戦を！（蛸名）



伊達政宗公の時代から続くと言われる「仙台七夕」。笹飾りが、仙台の夏を彩ります。（荘司）



タピオカとずんだシェイクの相性は抜群、ほのかな甘みと優しい味に癒されるはずです！（高橋）



東北の球団と言えば、楽天ゴールデンイーグルス！仙台の熱気と団結力を感じてみてください！（小瀬川）



せんだいメディアテークは、奥のガラス製可動式窓が開くと、開放的な空間になります。（蛸名）

Tsuji Hongo News

辻・本郷 税理士法人 主催

令和2年度 税制改正セミナー 参加費無料

令和2年度税制改正大綱が公表されました。改正情報をわかりやすく解説します。

新宿① | 1月30日(木) 個人向け
10:00～11:30
ルミネゼロ スタジオ1・2

沖縄 | 2月12日(水)
14:00～16:00
沖縄県博物館・美術館 美術館講座室

水戸 | 2月20日(木)
14:00～16:00
ホテルレイクビュー水戸

新宿② | 1月30日(木) 法人向け
13:00～14:30
ルミネゼロ スタジオ1・2

秋田 | 2月13日(木)
14:00～16:00
秋田県J Aビル 8階 中会議室

広島 | 2月20日(木)
14:00～16:00
メルパルク広島

仙台 | 2月4日(火)
15:00～17:00
TKPガーデンシティ仙台 ホール21C

名古屋 | 2月13日(木)
14:00～16:00
名古屋ガーデンパレス

北九州 | 2月20日(木)
16:00～18:00
リーガロイヤルホテル小倉 4階エメラルドホール

関西 | 2月4日(火)
14:00～16:00
梅田ダイビル地下1階

神戸 | 2月13日(木)
14:00～16:00
神戸国際会館

横浜 | 2月21日(金)
14:00～16:00
AP横浜駅西口 Hルーム

一関 | 2月6日(木)
14:00～16:00
ベリーノホテル一関

盛岡 | 2月17日(月)
14:00～16:00
アートホテル盛岡

札幌 | 2月26日(水)
14:00～16:00
札幌国際ビル8階A会議室

青森 | 2月7日(金)
15:00～17:00
青森県観光物産館アスパム 4階 十和田

新潟 | 2月17日(月)
13:00～15:00
新潟日報メディアシップ ナレッジルームA

八戸 | 2月26日(水)
14:00～16:00
八戸プラザホテル 桜の間

福岡 | 2月7日(金)
14:00～16:00
ソラリア西鉄ホテル福岡 月の間

大宮 | 2月18日(火)
14:00～16:00
ソニックシティビル

士業向け 辻・本郷セミナー 参加費有料

1月16日(木)
顧問先に提案する!! 実務家が
知っておくべき最新の設備投
資減税
～地域未来投資促進税制を中心
とした申請業務について～
辻・本郷 ビジネスコンサルティング
株式会社 執行役員
企業支援本部長 金子 均
参加費(資料代)…3,000円

1月23日(木)
最近気になる資産税の事例
(判例や裁決事例)
白井税理士事務所 所長 税理士
白井 一馬 先生(外部講師)
参加費(資料代)…5,000円

1月28日(火)
安積が解説 速報! 令和2年度
税制改正大綱はこう読み解く
辻・本郷 税理士法人
審理室 室長 税理士 安積 健
参加費(資料代)…3,000円

◎会場…辻・本郷 税理士法人 新宿ミライナタワー事務所 カフェテリア ◎開催時間…16:00～17:30

お問い合わせ

0120-730-706

【受付時間】9:00～17:30
※土日・祝日・年末年始除く

税制改正セミナー
お申込み



士業向け
辻・本郷セミナー
お申込み



辻・本郷 税理士法人 事務所一覧

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 朝日生命一関ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
所沢事務所	〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階 TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0035 東京都足立区千住中居町28-5 SN千住ビル2階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿センタービル事務所	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301 (代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0904 長野県長野市七瀬中町86-1 TEL.026-224-2091 FAX.026-224-2349
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル 5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフェナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231